

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

昭和36年6月にA社に入社し、40年6月ごろに系列会社のC社（現在は、D社）E工場に異動したが、オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録に1か月の空白が生じている。

系列会社に異動しただけで、申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び同僚の証言により、申立人は、A社及びグループ会社に継続して勤務し（昭和40年6月1日にA社からC社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から17年3月までの期間及び同年7月から18年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月から17年3月まで
② 平成17年7月から18年8月まで

時期等は覚えていないが、社会保険事務所（当時）で何回か国民年金保険料を納付したことを覚えているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所で何回か国民年金保険料を納付したことを覚えていると主張しているが、納付時期、納付金額及び納付方法等について明確には覚えておらず、申立人の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録により、申立人に対して、平成17年度から20年度までの期間に、戸別訪問等による納付督促が合計12回行われていることが確認できるなど、申立期間当時、申立人の納付意識が高かったとは認め難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

申立期間当時は大学生であり、20歳になった平成2年*月ごろに実家の父親に勧められ、当時住んでいたアパート近くのA区役所出張所で国民年金の加入手続をしたと思う。

その後、平成14年6月に、社会保険庁（当時）から「年金手帳の記号番号調査のお願い」という書類が送られてきて、その書類には、申立期間についても国民年金加入期間である旨の記載があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年*月ごろにA区役所出張所で国民年金の加入手続をしたと思うと主張しているが、A区において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号の払出票により、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年6月ごろにB区で払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、このころに加入手続を行ったものとみられ、申立人の主張と異なる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所等について明確には覚えておらず、申立期間の国民年金保険料の納付金額、納付場所及び納付方法等についても覚えていない。

さらに、申立人に加入を勧めたとするその父親に照会しても、「加入を勧めた覚えはあるが、いつごろ勧めたのかは明確には覚えていない。」と回答している。

加えて、申立人は、平成14年6月に社会保険庁から送られてきた「年金手帳の記号番号調査のお願い」には、申立期間についても国民年金加入期間である旨記載があると主張しているが、これは、国民年金保険料が納付されて

いることを示すものではない上、当該書類に記載されている申立期間の加入記録は、申立人の国民年金手帳記号番号とは別の基礎年金番号で管理された記録であることから、当該記録は基礎年金番号制度が発足した9年1月以降に追加された記録であると推認される。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月22日から63年5月29日まで
昭和62年8月22日から63年5月29日まで、A社（現在は、B社）C工場で季節工として勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A社C工場に季節工として勤務していたことは認められる。

しかし、申立人については、D健康保険組合及びE企業年金基金の加入記録が確認できない上、申立人は、申立期間において国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、B社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管していないため、申立人の厚生年金保険料の控除については不明としており、申立人が名前を覚えている当時の上司に照会しても、申立人が勤務していた旨の証言は得られたものの、当時の厚生年金保険料の取扱いについては確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。